

2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

令和4年2月
外務省

1 背景・経緯

- (1) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）を開催するに当たり、我が国は、国際博覧会条約上の義務として、我が国政府を代表する博覧会政府代表を任命する必要がある。加えて、博覧会国際事務局の総会で登録が承認された2025年日本国際博覧会一般規則においても、博覧会政府代表を置くことが規定されている。
- (2) 本法案は、博覧会政府代表の任務の重大性等に鑑み、これまでに我が国で開催された国際博覧会の場合と同様に、政府代表の設置及びその任務、給与等について定めるものである。

【国際博覧会条約】昭和3年にパリで署名され、国際博覧会の開催期間・頻度、開催者、開催国の義務・組織等について規定した条約。我が国は昭和40年に加入。

第12条 招請国政府は、この条約のすべての目的のために及び当該国際博覧会に関するすべての事項について、登録博覧会の場合には自国政府を代表する一人の国際博覧会政府代表を、認定博覧会の場合には自国政府を代表する一人の国際博覧会政府委員を任命する。

2 法案の骨子

- (1) 令和7年に開催される2025年日本国際博覧会に関し、国際博覧会条約第12条の規定に基づく政府代表として、外務省に「2025年日本国際博覧会政府代表」を置く。
- (2) 代表は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。
- (3) 代表は、2025年日本国際博覧会に関し、日本国政府を代表することを任務とする。
- (4) 関係府省の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとる。
- (5) 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。
- (6) 代表の俸給月額を規定する。
- (7) この法律は、令和4年4月1日から施行し、2025年日本国際博覧会の終了の日から起算して1年を経過した日に効力を失う。

3 留意事項

- (1) 国会提出時期は、2月上旬を希望している。
- (2) 本法案は、予算関連法案である。
- (3) 本法案は、令和4年4月1日に政府代表の任務を開始させる必要があるため、「日切れ扱い」を要望する法案である。
- (4) 法律案に記載する基準額等は、査定結果による。

(了)